



介護あれこれ

「・・・尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け・・・」（介護保険法の第一条の目的より抜粋）

介護保険制度は介護が必要な高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。制度創設以来20年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加しています。

介護保険サービスは、65歳以上の方は原因を問わず要支援（日常生活に支援が必要な状態）・要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態）となった時に、また、40～64歳の方は末期がんや関節リウマチ等の特定疾病が原因で要支援・要介護状態になった場合に受けることができます。

介護保険サービスを受けるには、本人または家族が市区町村の窓口申請し認定調査を経て介護判定を受けます。要介護1～5までの認定の通知を受けたら、要介護者はケアマネジャー（介護支援専門員）を決め、一緒に支援計画

画（ケアプラン）を作成して、介護サービスが利用できるようになります。「要支援1、又は2」の判定を受けた人が利用できる在宅サービスは「介護予防サービス」と言い、ケアマネジャーは原則として地域包括支援センターの職員が担います。

介護保険サービスは施設系・居住系サービス（特別養護老人ホーム等）と在宅介護サービス（訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護等）があります。小規模多機能型居宅介護は通所・訪問・短期宿泊が一体となっています。それぞれの事業者と契約してサービスを利用します。

「被保険者が要介護状態となった場合において、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」（介護保険法の第二条より抜粋）とされています。

「身体の状態が変わらなければ、自宅で暮らし続けたい」と在宅介護を希望される方は多いです。

在宅介護サービスは介護を受ける方やそのご家族にとって心強い支援となります。

訪問介護と共に在宅介護サービスの中核的なサービスの一つにデイサービスがあります。多くの方が利用されるデイ

サービスの概要をご紹介します。

デイサービスは自宅で入浴できない方のために入浴支援を行い、排せつ、食事等の介護、機能訓練を日帰りで行います。基本的には、自宅から施設まで送迎を行います。

来所後、血圧や体温測定など健康チェックを行います。入浴は介護職員ができない部分をお手伝いし、皮膚の異常などの観察を看護師と共に行います。通常の浴槽に入れない方用に機械浴がある所もあります。昼食時の前後に薬が処方されている方の服薬を行い、食後は口腔ケア（歯磨き）を行います。体操やレク機能訓練で心身ともに健康の維持を図ります。体調の変化を家族やケアマネジャーに伝え、その方が在宅で暮らせるように支援する場所です。

「家族以外の人と話せる。楽しい。」

「浴槽に入れて嬉しい。」

「生活のリズムができた。」

「安心して室内を歩行できる。」

デイサービスは一人では外出が困難な方や閉じこもりがちの方などのため、社会参加・交流の場、サロンです。また、家族の介護負担を軽減するという役割もあります。

デイサービスはその方の有する能力、できることを維持し伸ばし、心地よく安全に時を過ごす場所です。